

平成27年4月1日施行

富里市犯罪のない まちづくり推進条例

市民が安心して暮らすことのできる犯罪のない地域社会を実現するため、『富里市犯罪のないまちづくり推進条例』が平成27年4月1日に施行されました。

条例制定にあたって

富里市の刑法犯認知件数は、最も多かった平成15年の1,221件から平成25年では524件と減少していますが、依然として多くの犯罪が発生しています。

犯罪防止のために市では、警察と連携した防犯対策をはじめ、区・自治会やPTAなどによる地域の自主的な防犯活動や、防犯指導員、防犯パトロール隊などの防犯関係団体による防犯活動も積極的に実施されています。

これまで自主的な防犯活動に支えられていた防犯体制について、犯罪のない安心して暮らすことのできる地域社会を確保維持していくためには、市の責務や市民、自治会等、事業者、防犯関係団体及び関係行政機関それぞれの役割分担を明確にし、緊密な連携を図りながら協働により積極的に取り組む必要があります。

そこで、市民が安心して暮らすことのできる犯罪のない地域社会の実現を目指すために、条例を制定しました。



犯罪のないまちづくり（第1条）

犯罪のないまちづくりの推進について、基本理念を定め、市の責務並びに市民、自治会等及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪のないまちづくりの推進に関する事項を定めることにより、市民が安心して暮らすことのできる犯罪のない地域社会の実現に寄与することを目的とします。

基本理念（第3条）

犯罪のないまちづくりを推進するための3つ柱

- 自らの安全は自ら守るとともに地域の安全は地域で守るという自立の精神及び相互扶助の精神に支えられた地域社会の形成の必要性を認識することを基本として推進します。
- 市、市民、自治会等、事業者、防犯関係団体（以下「市民等」という。）及び関係行政機関等が、それぞれの役割を分担し、緊密な連携を図りながら、協働することにより推進します。
- 基本的人権を侵害しないよう配慮して推進します。



市の責務、市民、自治会等、事業者の役割



市の責務（第4条）

- ・防犯意識の高揚を図るための啓発活動、情報の提供及び知識の普及を図る。
- ・犯罪の防止のために自治会等及び防犯関係団体が自主的に行う活動を支援する。

市民の役割（第5条）

- ・犯罪のないまちづくりについて理解を深める。
- ・自らの安全の確保に努める。
- ・地域における犯罪のないまちづくりへの推進
- ・市の犯罪のないまちづくりに関する施策への協力

犯罪のない安全なまち

自治会等の役割（第6条）

- ・犯罪のないまちづくりへの推進
- ・市の犯罪のないまちづくりに関する施策への協力

事業者の役割（第7条）

- ・事業活動における犯罪の防止
- ・地域社会の一員として犯罪のないまちづくりへの推進
- ・市の犯罪のないまちづくりに関する施策への協力

公共施設等の整備など（第8条）

市は、道路、公園その他の公共施設等の整備と管理に当たっては、犯罪の機会を減少させるために必要な措置を講じるよう努めるものとしています。

高齢者等への配慮など（第10条、第11条）

犯罪のないまちづくりを推進するために・・・

- 市、市民等、関係行政機関等は、高齢者、障がい者と女性など防犯上配慮を要する者に対し、安心して暮らすことができるよう配慮します。
- 市は、子どもの保護者、学校等を管理する者、市民等及び関係行政機関等と協働して、通学路等における子どもの安全の確保に努めるものとしています。

犯罪のないまちづくり推進協議会の設置（第15条～第17条）

条例の実行性を高めるため、市長の附属機関として協議会を設置し、犯罪のないまちづくりの推進、犯罪のないまちづくりの基本的な施策に関することなどを調査審議します。

みんなで犯罪のない安心して暮らせるまちへ

この条例についてのお問い合わせは・・・

富里市 総務部 市民活動推進課 市民安全班

〒286-0292 富里市七栄 652-1

TEL 0476-93-1117 FAX 0476-93-4123

E-mail shiminkatsudou@city.tomisato.lg.jp